

猪名川町立静思館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長 岡本信司

猪名川町立静思館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月23日

条例第5号

猪名川町立静思館の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「はかる」を「図るとともに、重要な歴史文化遺産を保存し、活用を図る」に改める。

第3条第2項中「前項」を「前3項」に、「猪名川町教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 館内の施設のうち、猪名川町の重要な歴史文化遺産を保存し、その活用を図るため、乾蔵及び衣装蔵を文化財保存活用施設（以下「保存活用施設」という。）として利用する。
- 3 保存活用施設は、次の各号に掲げる事項を担う。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定若しくは登録された国の文化財、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）の規定により指定若しくは登録された県の文化財又は猪名川町文化財保護条例（昭和42年条例第16号）の規定により指定された町の文化財のうち、同条例第12条の規定による審議委員会において承認を得たものの寄贈、寄託等の受け入れを行うこと。

- (2) 前号に掲げる文化財のほか、猪名川町教育委員会（以下「委員会」という。）が特に保存の必要があると認めた文化財の寄贈、寄託等の受け入れを行うこと。

- (3) 前2号による受け入れを行った文化財を保管すること。

- (4) 第1号に掲げる文化財の展示をすること。

第4条第2項中「かかわらず、」の右に「保存活用施設以外の」を加える。

第5条の見出し中「使用料」の右に「及び展示観覧料」を加え、同条中「別表」を「別表1」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、第3条第3項第4号の規定により展示された文化財を観覧させる場合は、別表2に定める額を上限として展示観覧料（以下「観覧料」という。）を徴収すること

ができる。

第6条の見出し中「使用料」の右に「等」を加え、同条中「使用料」の右に「及び観覧料(以下「使用料等」という。)」を加える。

第7条(見出しを含む。)中「使用料」の右に「等」を加える。

別表を別表1とし、別表1を次のとおり改める。

別表1(第5条関係)

使用施設	使用料	備考
和室	1時間につき 700円	町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。
茶室	1時間につき 700円	

別表1の次に次の1表を加える。

別表2(第5条関係)

区分	観覧料上限
高校生以下	2,000円
一般	3,000円

備考 小学生未満は無料

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町立静思館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(設置)</p> <p>第1条 町民が文化活動や相互の交流活動を通して、情操を豊かにし、心身の健全な育成を<u>図るとともに、重要な歴史文化遺産を保存し、活用を図る</u>ことを目的とした文化施設として、静思館(以下「館」という。)を設置する。</p> <p>(利用)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>館内の施設のうち、猪名川町の重要な歴史文化遺産を保存し、その活用を図るため、乾蔵及び衣装蔵を文化財保存活用施設(以下「保存活用施設」という。)として利用する。</u></p> <p>3 <u>保存活用施設は、次の各号に掲げる事項を担う。</u></p> <p>(1) <u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により指定若しくは登録された国の文化財、兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)の規定により指定若しくは登録された県の文化財又は猪名川町文化財保護条例(昭和42年条例第16号)の規定により指定された町の文化財のうち、同条例第12条の規定による審議委員会において承認を得たものの寄贈、寄託等の受け入れを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる文化財のほか、猪名川町教育委員会(以下「委員会」という。)が特に保存の必要があると認めた文化財の寄贈、寄託等の受け入れを行うこと。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 町民が文化活動や相互の交流活動を通して、情操を豊かにし、心身の健全な育成を<u>はかる</u>ことを目的とした文化施設として、静思館(以下「館」という。)を設置する。</p> <p>(利用)</p> <p>第3条 (略)</p>

改正条文	現行条文
<p>(3) <u>前2号による受入れを行った文化財を保管すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号に掲げる文化財の展示をすること。</u></p> <p>4 <u>前3項に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるものに利用する。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保存活用施設以外の観覧については許可を要しない。</u></p> <p>(使用料及び展示観覧料)</p> <p>第5条 館を利用しようとする者は、<u>別表1</u>に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、第3条第3項第4号の規定により展示された文化財を観覧させる場合は、別表2に定める額を上限として展示観覧料(以下「観覧料」という。)を徴収することができる。</u></p> <p>(使用料等の不還付)</p> <p>第6条 既に納めた使用料及び観覧料(以下「使用料等」という。)は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用料等の免除)</p> <p>第7条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料等</u>を免除</p>	<p>2 前項に掲げるもののほか、<u>猪名川町教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が必要と認めるものに利用する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>観覧については許可を要しない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 館を利用しようとする者は、<u>別表</u>に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第6条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を免除す</p>

改正条文			現行条文																									
<p>することができる。</p> <p>別表1(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1時間につき 700円</td> <td rowspan="2">町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1時間につき 700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>観覧料上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 小学生未満は無料</p>			使用施設	使用料	備考	和室	1時間につき 700円	町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。	茶室	1時間につき 700円	区分	観覧料上限	高校生以下	2,000円	一般	3,000円	<p>ることができる。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1時間につき 700円</td> <td>1 観覧のみの場合は無料</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1時間につき 700円</td> <td>2 町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。</td> </tr> </tbody> </table>			使用施設	使用料	備考	和室	1時間につき 700円	1 観覧のみの場合は無料	茶室	1時間につき 700円	2 町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。
使用施設	使用料	備考																										
和室	1時間につき 700円	町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。																										
茶室	1時間につき 700円																											
区分	観覧料上限																											
高校生以下	2,000円																											
一般	3,000円																											
使用施設	使用料	備考																										
和室	1時間につき 700円	1 観覧のみの場合は無料																										
茶室	1時間につき 700円	2 町外居住者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍とする。																										